令和2年度の法改正等

1 新たな任用制度施行に伴う組合員数の増加について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、臨時的任用職員等が地方公務員等共済組合法に規定する「職員」に該当し、令和2年4月1日より2,740名が新たに組合員資格を取得した。

<参考>

令和2年4月1日資格取得者数・・・4,143名 平成31年4月1日資格取得者数・・・1,302名

2 被扶養者の国内居住要件について

地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、令和2年4月1日より被扶養者の認 定要件に国内居住要件が追加され、住所については、住民基本台帳に住民登録され ているか否かで判断することとなった。

3 介護納付金に係る掛金率の改定について

令和2年4月から、介護納付金(40歳以上65歳未満の組合員が対象)に係る掛金率が次のとおり引き上げられた。

令和2年3月まで	令和2年4月から
1,000 分の 6.75	1,000 分の 7.49

4 標準報酬の最高等級の追加(上限改定)について

令和2年9月1日に施行された地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴い、同月から適用される厚生年金保険及び退職等年金給付に係る標準報酬の区分について、次のとおり65万円の等級が追加された。

<令和2年8月までの標準報酬の最高等級区分>

標準報酬の等級		酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
厚生年	金保険	退職等年金給付		中区日川/77 年只
第 3	1級	第 30 級	620,000 円	605,000 円以上

<令和2年9月以後の標準報酬の最高等級区分>

標準報酬の等級		 標準報酬の月額	報酬月額	
厚生年金保険	退職等年金給付		十以日川 / 1 11只	
第 31 級	第 30 級	620,000 円	605,000 円 以上 635,000 円 未満	
第 32 級	第 31 級	650,000 円	635,000 円 以上	

5 「標準報酬算定システム」における設定誤りの影響について

新規採用職員や知事部局から教育委員会に異動した職員等については、組合員資格を取得した際に標準報酬の「資格取得時決定」を行うが、静岡県が運用する「標準報酬算定システム」において、平成31年4月1日以後の「資格取得時決定」の対象者について、決定の翌月以後の報酬に時間外勤務手当や特殊勤務手当等の実績給を含めずに「随時改定」及び「定時決定」が行われたことから標準報酬月額が誤って算定され、共済掛金が過少に徴収された。

教育委員会では 499 人が掛金の追加徴収という形で影響を受けることとなったため、対象の組合員には徴収方法の意向確認を行った上で、令和 2 年 11 月、12 月の給与又は期末勤勉手当から掛金を控除した。

なお、追加徴収額が高額となる等の理由で控除による納付を希望しない組合員(21名)については、納付書の発行により対応した(令和3年3月までに全員納付済み)。

<教育委員会への影響>

社免 1 目	掛金追加徴収額	
対象人員	全 体	一人当たり平均
499人 16,797,715円		33, 663 円

6 教職員元気回復事業の実施について

「教職員体育大会事業」から「教職員元気回復事業」へと名称を変更し、従来の 教職員体育大会への開催支援に加え、組合員個人のスポーツ活動に係る費用を助成 する教職員元気回復助成を新設した。

7 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う共済組合事業の対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止への取り組みが長期化している事態を受け、 令和2年度に予定していた事業のうち次の事業について、県教育委員会における対 応等を踏まえて、次のとおり対応した。

事業名	事業概要	当初の実施予定期間	当支部の対応
教職員元気回復事業 (教職員体育大会)	地区別等教職員体育大 会の開催支援	4月下旬~1月末	中止
教職員元気回復事業 (教職員元気回復助成)	組合員個人のスポーツ 活動等に対する費用助 成	4月~3月	9月~3月に実施
事務局職員球技大会 事業	知事部局が主催する球 技大会への費用助成	7月~8月	中止
介護講座事業	介護の基礎的知識や介 護技術を習得するため の講習会	7月下旬~8月上旬	集合研修を中止し、オンライン講座及び動画配信を 実施(12月~3月)
教職員生涯生活設計 推進事業	59歳、55歳、45歳の組 合員を対象にライフプ ラン講習会を開催	7月下旬~8月中旬	55歳及び45歳は集合研修 を中止し資料のみ配布 59歳は開催時期を11月から12月に変更し集合研修 (半日)を実施
年金·福利巡回相談事業	組合員や退職者を対象に個別相談を実施	5月~2月	8月~2月に実施